

四万十町教育長訓令第8号

各小中学校
各地域振興局

四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する
規程の一部改正を次のように定める。

令和4年4月21日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に
事務委任する規程の一部を改正する訓令

四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する
規程（平成18年四万十町教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事務の委任」を「事務の一部を委任すること」に改める。

第6条第3項中「前条の規定により委任を受けた事務であっても、」を「事務の
内容が」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

学校長に対する委任事項

- 1 所管事務の実施計画の決定及び運営管理に関すること。
- 2 所掌事務に係る申請、上申、進達、通知、通報、照会、回答、報告等に関すること。
- 3 所掌事務に係る公表及び揭示並びに事実証明及び台帳等の謄本又は抄本の交付に関すること。
- 4 備付け帳簿の調整並びに縦覧及び閲覧の許可に関すること。
- 5 校務分掌及び係等の分掌事務の決定に関すること。
- 6 所属職員の配置及び事務分担の決定に関すること。
- 7 学級編成に関すること。
- 8 休業日及び授業日の変更に関すること。
- 9 職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。
- 10 職員の週休日の振替等及び休日の代休日の指定に関すること。
- 11 職員の休憩時間に関すること。
- 12 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに特殊勤務の実績確認に関すること。

- 13 職員の時間外勤務代休時間の指定及び実績確認に関すること。
- 14 職員の夜間勤務の命令に関すること。
- 15 職員の休暇に関すること。
- 16 職員の職務専念義務の免除に関すること。ただし、その期間が6日を超える等異例に属する場合を除く。
- 17 所掌に属する公有財産の管理に関すること。
- 18 1件10万円以下の予算の執行及び支払に関すること。
- 19 前各項に掲げるもののほか、所掌に属する軽易又は定例的な事務に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する規程 平成18年3月20日教育長訓令第1号 (趣旨) 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づく教育長の権限に属する事務の<u>一部を委任すること</u>について必要な事項を定めるものとする。 第2条 ～ 第5条 (略) (学校長に対する委任) 第6条 学校長に対し、当該機関の所掌に係る別表第2に掲げる事務を委任する。 2 校長は、法令の規定又は委任によりその権限に属する事務のうち、専決させることが適当であると認めたものについて、所属職員を指定して専決させることができる。 3 校長及び校長の指定に基づく専決職員は、<u>事務の内容が</u>次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理についてあらかじめ上司の指揮を受けなければならない。 (1) 重要と認められるとき。 (2) 異例に属し、先例になるおそれがあると認められるとき。 (3) 疑義があるとき又は紛議があり、若しくはこれを生ずるおそれがあると認められるとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、上司の指揮を受ける必要があると認められるとき。 別表第1 (第5条関係) (略) 別表第2 (第6条関係)	○四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する規程 平成18年3月20日教育長訓令第1号 (趣旨) 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づく教育長の権限に属する事務の<u>委任</u>について必要な事項を定めるものとする。 第2条 ～ 第5条 (略) (学校長に対する委任) 第6条 学校長に対し、当該機関の所掌に係る別表第2に掲げる事務を委任する。 2 校長は、法令の規定又は委任によりその権限に属する事務のうち、専決させることが適当であると認めたものについて、所属職員を指定して専決させることができる。 3 校長及び校長の指定に基づく専決職員は、<u>前条の規定により委任を受けた事務であっても</u>、次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理についてあらかじめ上司の指揮を受けなければならない。 (1) 重要と認められるとき。 (2) 異例に属し、先例になるおそれがあると認められるとき。 (3) 疑義があるとき又は紛議があり、若しくはこれを生ずるおそれがあると認められるとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、上司の指揮を受ける必要があると認められるとき。 別表第1 (第5条関係) (略) 別表第2 (第6条関係)

改正後	改正前
学校長に対する委任事項 1 所管事務の実施計画の決定及び運営管理に関すること。 2 所掌事務に係る申請、上申、進達、通知、通報、照会、回答、報告等に関すること。 3 所掌事務に係る公表及び揭示並びに事実証明及び台帳等の謄本又は抄本の交付に関すること。 4 備付け帳簿の調整並びに縦覧及び閲覧の許可に関すること。 5 校務分掌及び係等の分掌事務の決定に関すること。 6 所属職員の配置及び事務分担の決定に関すること。 7 学級編成に関すること。 8 休業日及び授業日の変更に関すること。 <u>9 職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。</u> <u>10 職員の週休日の振替等及び休日の代休日の指定に関すること。</u> <u>11 職員の休憩時間に関すること。</u> <u>12 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに特殊勤務の実績確認に関すること。</u> <u>13 職員の時間外勤務代休時間の指定及び実績確認に関すること。</u> <u>14 職員の夜間勤務の命令に関すること。</u> <u>15 職員の休暇に関すること。</u> <u>16 職員の職務専念義務の免除に関すること。ただし、その期間が6日を超える等異例に属する場合を除く。</u> <u>17 所掌に属する公有財産の管理に関すること。</u> <u>18 1件10万円以下の予算の執行及び支払に関すること。</u> <u>19 前各項に掲げるもののほか、所掌に属する軽易又は定例的な事務に関すること。</u>	学校長に対する委任事項 1 所管事務の実施計画の決定及び運営管理に関すること。 2 所掌事務に係る申請、上申、進達、通知、通報、照会、回答、報告等に関すること。 3 所掌事務に係る公表及び揭示並びに事実証明及び台帳等の謄本又は抄本の交付に関すること。 4 備付け帳簿の調整並びに縦覧及び閲覧の許可に関すること。 5 校務分掌及び係等の分掌事務の決定に関すること。 6 所属職員の配置及び事務分担の決定に関すること。 7 学級及び教育課程の編成に関すること。 8 休業日及び授業日の変更に関すること。 <u>9 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。</u> <u>10 職員の職務専念義務の免除に関すること。ただし、3日を超える等異例と認められる場合を除く。</u> <u>11 所掌に属する公有財産の管理に関すること。</u> <u>12 1件10万円以下の予算の執行及び支払に関すること。</u> <u>13 県費負担教職員の通勤手当及び住居手当に関すること。</u> <u>14 前各項に掲げるもののほか、所掌に属する軽易又は定例的な事務に関すること。</u>

【改正の理由】 この規定の改正については、主に四万十町立学校管理運営規則の改正に伴い、同規則との整合性を図るための改正と学校長に対する委任事項を整理するために行うものです。